<u>消費者教育に関する文部科学省と消費者庁の関連事業等</u>について、各地方公共団体及 び各教育機関において御活用いただける事業等を改めてお知らせするものです。

> 事 務 連 絡 令和5年9月1日

各都道府県・指定都市消費者行政担当課 各都道府県・指定都市教育委員会担当課 各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課 各 国 公 私 立 大 学 担 当 課 独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 各 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課 各都道府県教育委員会専修学校主管課 厚生労働省医政局医療経営支援課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習·安全課 消費者庁消費者教育推進課

「消費者教育アドバイザー」派遣事業及び 消費者教育コーディネーターの窓口について(周知)

平素より、消費者教育の推進に御理解・御協力をいただき誠にありがとうございます。 消費者教育については、文部科学省と消費者庁で連携を取りながら進めておりますが、地域における消費者教育の推進において両省庁の事業・取組を積極的に御活用いただけるよう、改めてお知らせいたします。

文部科学省では、地域における消費者教育を推進するための方策についての指導助言や消費者教育に関する研修、講演等の実施など、地域の実情を踏まえた消費者教育の推進のために、全国の消費者教育の先駆的実践者を「消費者教育アドバイザー」として、地方自治体等からの求めに応じて派遣しています。

また、<u>消費者庁においては、消費者教育を担う多様な関係者をつなぎ、地域の特性に応じた消費者教育を実現するコーディネーターの育成や配置を促進</u>するとともに、消費者教育コーディネーター会議を開催し、全国における取組や課題を共有することで、地域における多様な主体間の連携とコーディネート機能の強化を推進しております。

各事業・取組の詳細は下記のとおりとなりますが、事業者や消費者団体等の様々な主体の 連携・協働による消費者教育が一層推進されるよう、地域の実情に応じて御活用下さい。

ついては、管内の各教育機関に対して当該事業等を御案内下さいますようお願いいたします。

1.「消費者教育アドバイザー」派遣事業について

(特色)

- ・消費者教育の実践者や専門家を文部科学省が派遣します。
- ・地域の実情を踏まえた消費者教育の実施を丁寧に支援します。
- ・派遣に要する費用は無料です。

(主な活動内容)

- ・ 地方自治体・大学等における消費者教育推進方策に係る指導助言
- ・ 地方自治体における消費者教育推進計画の策定に係る指導助言
- ・ 消費者教育に関するフォーラム等の企画立案に係る指導助言および講演、 パネリスト
- 教職員、民生委員、社会福祉主事、消費生活相談員等に対する研修等の講師
- ・ 学校等における消費者教育に関する授業の指導案の作成支援
- ・ 成年年齢引下げによる連携・協働体制構築のための指導助言
- ・ 学生や保護者を対象とした消費者教育に関する講演 等

上記の活動内容は一例です。派遣を検討される場合は、以下の担当まで御相談ください。 また「消費者教育アドバイザー」派遣事業の詳細につきましては別添1の資料及び文部科学 省ウェブサイト(※1)を御参照ください。

※1 文部科学省ウェブサイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouhisha/detail/1339570.htm

2. 「消費者教育コーディネーター」について

- ・ 各都道府県・指定都市等の消費者行政本課や消費生活センターに配置
- ・ 消費者教育コーディネーター、消費者教育啓発員等の名称で専任の職員を委嘱している 場合や、行政職員が担当したり、法人に委託して活動をしたりしている場合もあり、名 称や配置人数は各自治体により様々。
- ・ 主な活動内容としては、消費者教育に関わる事業の企画・調整、消費者教育教材の作成、 研修会・講座の企画、消費者教育の担い手育成、域内の学校・大学等の担当教員と連携 して授業実施、学校等への講師派遣や講座開催の働きかけ等。

「消費者教育コーディネーター」に協力・調整を依頼する場合は、別添2の問合せ先一覧にある連絡先に御相談ください。また、消費者教育コーディネーターの活動事例については、

消費者庁ウェブサイト(※2)に掲載している消費者教育コーディネーター活動事例集等を御参照ください。

また、「消費者教育ポータルサイト」(※3)では、消費者教育教材や取組事例等の情報を 掲載しており、教材等を新たに登録いただくこともできます。是非御活用ください。

※2 消費者庁ウェブサイト 「消費者教育コーディネーター会議」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/coor dinator_conference/

※3 消費者教育ポータルサイト

https://www.kportal.caa.go.jp/

【担当】

(1.「消費者教育アドバイザー」派遣事業について)

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

消費者教育推進係 担当:伊藤・上野

TEL: 03-5253-4111 (内線2260) E-mail: consumer@mext.go.jp

(2.「消費者教育コーディネーター」について)

消費者庁消費者教育推進課

担当:中川·戸田 TEL:03-3507-7566

E-mail: g. kyoiku@caa. go. jp

市町村教育委員会、消費者担当部局の皆様 大学関係者の皆様

その他、消費者教育に携わるすべての皆様

派遣費用無料

文部科学省 消費者教育アドバイザー

消費者市民社会及び持続可能な社会の実現、地域における連携・投働による消費者教育の取組まっ

地域における連携・協働による消費者教育の取組も一層進めるため、 文部科学省では消費者教育アドバイザーの派遣を行っています。

? 中学・高校で…

悩み

授業の中で消費者教育を どのように取り入れ、 指導していけば良いのか? ✓ 大学で…

どうすれば

学生に主体的な判断で 意思決定させるには どうすれば…

分からない 地域で…

消費者教育の推進方策が 今一つ分からないのですが…



そのお悩み、アドバイザーが解決します!

文部科学省【消費者教育アドバイザー】のメリット

- ▶ 消費者教育の実践者や専門家を派遣します。
- 地域の実情を踏まえた消費者教育の実施を丁寧に支援します。
- ! 派遣に要する費用は無料です。

◎消費者教育アドバイザー派遣の流れ

STEP 1 相談 文部科学省の担当までお電話又はメールして下さい。

電話:03-5253-4111(内線:2260) メール:consumer@mext.go.jp

STEP 2

内容・日程の調整

アドバイザーにどのようなことを指導助言いただくかなどを調整。 想定されるアドバイザーの活動内容については、文部科学省 HP をご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouhisha/detail/1339570.htm

STEP 3 アドバイザーの決定

派遣アドバイザーの決定。

STEP 4

派遣先での業務の実施

アドバイザーの指導・助言を受けながら課題等を解決。

STEP 5 報告書提出

(様式3)報告書を提出。派遣前、後での変化を記載してください。

◎実績の紹介

兵庫県西宮市の事例

課題(依頼内容) 市民によりわかりやすい消費者教育推進計画を策定するにあたり、全般的な助言をお願いしたい。

成果 西宮市消費者教育推進計画を策定。

今後は同計画を基に市民の安心安全な消費生活を 確保するため、着実に消費者教育を推進する。

■兵庫県姫路市の事例

課題(依頼内容) 姫路市学校園消費者教育指針を策定するにあたり、消費者教育の基本的なポイントを整理するため、市立幼稚園及び小・中・高・特別支援学校の管理職を対象とした「消費者教育の推進」に関する研修をお願いしたい。

成果 姫路市学校園消費者教育指針を策定。

香川県の事例

課題(依頼内容) 香川県における「消費者教育推進計画」の策定に向けて、「県政世論調査」の結果を どのように反映させれば良いか助言いただきたい。

成果次年度に「消費者教育推進計画」を策定。

- ・幼児期から高齢期までの各段階に応じた体系的な 計画について、消費者庁の作成している「体系マッ プ」を参考に具体的に盛り込む。
- ・参加型を取り入れた講座を実施するための講師の スキルアップについて、検討を開始。

■東京都八王子市の事例

課題(依頼内容) 消費者教育推進計画の一環として 市立中学校家庭科教員を中心に社会科教員と連携 して、2018年4月入学中学生1年生に配布する消 費者教育副読本を作成中であり、4つのグループ に分かれて作成された副読本の原稿に対して、指 導助言をいただきたい。

成果 2018 年にアドバイザーの助言を踏まえた 消費者教育副読本を作成。

◎消費者教育アドバイザーの紹介



あんびる えつこ

生活経済ジャーナリスト 「子供のお金教育を考える会」 代表

20年余り、教職員やPTA、幼稚園児〜大学生を対象にワークショップ・講演・研修などを実施。マスコミでの経験を活かし、最新情報をもとにキャッシュレス決済、エシカル消費などについても、楽しく主体的に学べるよう講座(授業)作りのノウハウを伝授します。家庭教育や企業・NPO等との協働による教育体制作りも一緒に考えて参りましょう。



荒木 武文

関西学院大学 非常勤講師

住民に密着した立場で消費者問題に神戸市で長年携わり、 高齢者対応や教育委員会、大学運営、文化行政も経験。消 費者教育歴は20年以上。大学・地域・各種団体・教員研修等 の講師や、国・自治体の委員も務める。つながり・気づき・協 働を大切に、若年者対策も含め、現場経験を基に、消費者心 理者にも注目した実践的な消費者教育を共に考えます。



池垣 陽子

埼玉県立蓮田松韻高等学校 教諭

高等学校で20年、家庭科を教えています。18歳で成年となるからこそ、生徒一人ひとりが公正で持続可能な社会の担い手として責任ある行動ができるような授業を日々実践しています。行政や消費生活センター等、関連機関との連携も積極的に行っています。未来に繋がる消費者教育を推進するお手伝いをしていきたいです。



上村 協子

現代生活学研究所 所長

持続可能な生産と消費は、SDGsの12番目の目標です。 答えは一つではありません。キーワードはエンパワーメント。 「自分を元気に、地域を元気に、地球を元気に。」食品ロス削減にむけて食と農をつなぎ、人生100年時代の家計管理・生活設計から地域コミュニティを構想する生活者の行動が持続可能な社会を創ります。



大藪 千穂

東海国立大学機構岐阜大学 副学長 岐阜大学教育学部·兵庫教 育大学連合大学院 教授

大学での消費者教育の講義に加えて、小・中・高校の現場の先生と協働で授業案を考え、金融経済や消費者問題等に関わる出前授業をしています。また100年人生を心地よく生きるために、シニア対象の講演において、作成した「エンディング・プランニング・ゲーム」を用いながら、自立した消費者を支援する活動をしています。



神山 久美

山梨大学大学院総合研究部 教育学域教授

大学の教育学部・教職大学院で家庭科の教員養成に、また、山梨県消費生活審議会(山梨県消費者教育推進地域協議会)や甲府市消費者安全確保地域協議会の会長として、消費者行政に携わっています。地域の関連機関等と連携して、学校向け消費者教育教材も作成しました。地域協働で消費者市民社会の構築を目指しましょう。

◎消費者教育アドバイザーの紹介



北村 純一

姬路市教育委員会 教職員課 教職員係長

姫路市では、「セルフ」「ローカル」「グローバル」の三つの視点で目指す子供像を設定し、消費者教育を進めています。

教科等の中には、消費者教育の要素を持つ単元等がたくさん散らばっています。それらを関連付けて、体系的かつ教科横断的に消費者教育を進めていきましょう。



坂本 有芳

鳴門教育大学教授 消費者教育推進プロジェクト リーダー

消費者庁新未来創造戦略本部客員主任研究官として、 実証研究や教材開発に携わりながら、教員を目指す学生 とともに教育実践を行っています。

消費生活のデジタル化や18歳成年への対応、そして持続可能な消費の"実践"をテーマとして、地域の多様な人材と連携した消費者教育を、学校教育、社会教育の場で広げたいと考えています。



島田広

島田法律事務所 弁護士

「なぜダマされるのか?」が分かれば、「ダマされる方が 悪い」とは考えなくなります。身近な広告が、消費者力を高 める「修業」の道具になります。日々の小さな成功体験が、 「気付く力」「断る力」「相談する力」を高めます。やがて「行 動する力」を持つ消費者市民になれるかも。そんな消費者 教育について考えてみませんか。



須黒 真寿美

全国消費生活相談員協会 消費者教育研究所 副所長

2018年に立ち上げました「消費者教育研究所」において、主に相談業務を通して見えてくる消費者トラブルの基本的な問題や、啓発を進めていく上で何が必要かを日々模索しております。ご要望に応じて、各地の市民講師養成講座や消費者啓発講座の進め方などの講座を行います。ご一緒に考えながら進めることができれば幸いです。



永井 健夫

青山学院大学 コミュニティ人間科学部 教授

誰もが消費者の立場から逃れられない今日、消費者教育はより良い市民社会を創ってゆくために必須かつ有効な原動力である、と考えています。「消費者教育の専門家」ではありませんが、成人期の学習の意味や可能性について検討する「成人学習論」に取り組んでいる者として、消費者市民の育成に少しでも貢献できればと思います。



西村 降男

横浜国立大学 名誉教授

消費者教育の実践と研究に長年携わってきました。 2012年に成立した消費者教育推進法には、制定に向けた準備段階から関わってきました。デジタル化や少子高齢化に加え地球環境問題など消費生活をめぐる環境も複雑化しています。個人としてのウェルビーイングだけでなく、他者や地球環境にも配慮して、社会全体のウェルビーイングを考える消費者教育を目指しましょう!

◎消費者教育アドバイザーの紹介



萩原 なつ子

独立行政法人 国立女性教育会館 理事長 認定特定NPO法人 日本NPOセンター 代表理事

専門である環境教育、持続可能な社会からつながる消費者市民社会を考えます。平成25年度消費者教育フェスタin 札幌では、ワールド・カフェの企画を行いました。連携・協働による消費者教育のきっかけとなる仕掛けなど一緒に考えましょう!



樋口 雅夫

玉川大学教育学部 教授

「社会に開かれた教育課程」を掲げる新しい小・中・高 等学校の学習指導要領では、成年年齢引下げ等を見据 えて、消費者教育の一層の充実が図られています。教科 等横断的な視点で消費者教育に関する授業を実践したり、 外部専門機関等との連携・協働を進めたりする際の効果 的な方策について、共に考えていきましょう。



松葉口 玲子

横浜国立大学教育学部 教授 東京学芸大学大学院 連合学校教育学研究科兼任

消費者教育を持続可能な社会に不可欠のものとして環境教育やESD(持続可能な開発のための教育)と関連づけて長年取り組み、新学習指導要領作成にも関わりました。

大学では生活科や総合的な学習(探究)の時間等の指導 もするほか、教職大学院では消費者教育を共通科目として 立ち上げ実践しています。民間企業や学校現場での経験も 踏まえ、消費者教育の可能性をより広げていきたいです。

詳細については、文部科学省HPをご覧ください。

消費者教育アドバイザーの派遣



http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouhisha/detail/1339570.htm



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

令和5年度消費者教育コーディネーター問合せ先一覧(都道府県)

※ 消費者教育コーディネーターを配置していない自治体は、消費者行政部局の連絡先を記載しています。配置状況は各自治体で異なるため、直接お問合せください。

番号	- 自治体	担当部局	電話番号	メールアドレス
-	北海道	環境生活部くらし安全局消費者安全課	011–204–5212	kansei.shouan1@pref.hokkaido.lg.jp
2	青森県	環境生活部県民生活文化課	017–734–9206	shohiseikatsusenta@pref.aomori.lg.ip
3	岩手県	環境生活部県民生活センター	019–624–2586	cb0001@pref.iwate.jp
4	宮城県	環境生活部消費生活・文化課	022–211–2524	syoubuns@pref.miyagi.lg.jp
2	秋田県	生活環境部県民生活課	018–860–1517	kenminseikatu@pref.akita.lg.ip
9	山形県	防災くらし安心部消費生活・地域安全課	023-630-3237	yshohise@pref.yamagata.jp
7	福島県	生活環境部消費生活課	024–521–7736	syouhi@pref.fukushima.lg.jp
8	茨城県	県民生活環境部消費生活センター	029–224–4722	syose@pref.ibaraki.lg.jp
6	栃木県	生活文化スポーツ部くらし安全安心課	028–623–2135	seikatsu@pref.tochigi.lg.jp
10	群馬県	生活こども部消費生活課	027–226–2281	shouhika@pref.gunma.lg.jp
11	埼玉県	県民生活部消費生活支援センター	048–261–0995	m4308776@pref.saitama.lg.jp
12	千葉県	環境生活部くらし安全推進課	043–223–2293	syouhisya@mz.pref.chiba.lg.ip
13	東京都	生活文化スポーツ局消費生活総合センター活動推進課	03-6228-1331	S1121901@section.metro.tokyo.jp
14	神奈川県	くらし安全防災局くらし安全部消費生活課	045-312-1121 内線2610	shohi-suishin.ak3b@pref.kanagawa.lg.jp
15	新潟県	総務部県民生活課	025–280–5135	ngt010230@pref.niigata.lg.ip
16	富山県	生活環境文化部県民生活課	076–444–3129	akenminseikatsu@pref.toyama.lg.jp
17	石川県	生活環境部生活安全課	076–225–1386	seian-k@pref.ishikawa.lg.jp
18	福井県	防災安全部県民安全課	0776–20–0287	kenan@pref.fukui.lg.ip
19	山梨県	県民生活部県民生活安全課県民生活センター	055–223–1352	shokuhin-st@pref.yamanashi.lg.ip
20	長野県	県民文化部くらし安全・消費生活課	026–235–7286	kurashi-shohi@pref.nagano.lg.ip
21	岐阜県	環境生活部県民生活課	058–272–8204	c11261@pref.gifu.lg.jp
22	静岡県	くらし・環境部県民生活開	054–221–2175	shohi@pref.shizuoka.lg.jp
23	愛知県	県民文化局県民生活部県民生活課	052–954–6603	kenminseikatsu@pref.aichi.lg.ip
24	三重県	環境生活部くらし・交通安全課	059–224–2400	shouhi@pref.mie.lg.ip

令和5年度消費者教育コーディネーター問合せ先一覧(都道府県)

※ 消費者教育コーディネーターを配置していない自治体は、消費者行政部局の連絡先を記載しています。配置状況は各自治体で異なるため、直接お問合せください。

番児	号 自治体	担当部局	電話番号	メールアドレス
25) 滋賀県	総合企画部県民活動生活課消費生活センター	0749–27–2234	cd30@pref.shiga.lg.jp
26)京都府	文化生活部消費生活安全センター	075-671-0030	kyo-shohisen@pref.kyoto.lg.jp
27	/ 大阪府	府民文化部消費生活センター	06-6612-7500	shohiseikatsu-center@sbox.pref.osaka.lg.jp
28	3 兵庫県	県民生活部県民躍動課	078-362-3157	kenminyakudou@pref.hyogo.lg.jp
29) 奈良県	文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課消費生活センター	0742-33-3750	syouhi-lc@office.pref.nara.lg.ip
30)和歌山県	環境生活部県民局県民生活課	073-441-2342	e0313001@pref.wakayama.lg.ip
31	鳥取県	生活環境部くらしの安心局消費生活センター	0859-34-2705	shohiseikatsu@pref.tottori.lg.ip
32] 島根県	環境生活部環境生活総務課消費とくらしの安全室	0852-22-5103	shohishitsu@pref.shimane.lg.jp
33	田山県	岡山県消費生活センター	086-226-1019	syohi@pref.okayama.lg.jp
34	広島県	環境県民局消費生活課	082-513-2730	kansyouhi@pref.hiroshima.lg.jp
35	一里 四日	環境生活部県民生活課消費生活センター	083-924-2421	manaberu@pref.yamaguchi.lg.ip
36) 徳島県	た機管理環境部消費者くらし安全局消費者政策課	088-621-2175	shohishaseisakuka@pref.tokushima.lg.jp
37	香川県	危機管理総局くらし安全安心課香川県消費生活センター	087-832-3790	kurashi@pref.kagawa.lg.jp
38	》 愛媛県	県民環境部県民生活開展民生活課	089-912-2336	kenminseikatsu@pref.ehime.lg.ip
39)高知県	文化生活スポーツ部県民生活課	088-823-9653	141601@ken. pref. kochi. Ig. jp
40)福岡県	人づくり・県民生活部生活安全課	092-643-3193	shouhisha@pref.fukuoka.lg.ip
41	佐賀県	県民環境部くらしの安全安心課	0952–25–7059	kurashianzen@pref.saga.lg.ip
42	. 長崎県	県民生活環境部食品安全・消費生活課	095-895-2320	s16070@pref.nagasaki.lg.ip
43	8 熊本県	環境生活部県民生活局消費生活課	096-333-2309	shouhiseikatsu@pref.kumamoto.lg.jp
44	大分県	生活環境部県民生活・男女共同参画課消費生活・男女共同参画プラザ	097-534-2038	oita-shouhi@pref.oita.lg.ip
45) 宮崎県	総合政策部消費生活センター	0985–32–7171	shohiseikatsu-c@pref.miyazaki.lg.jp
46)鹿児島県	総務部男女共同参画局くらし共生協働課	099–286–2521	svouhi-gyousei@pref.kagoshima.lg.ip
47	/ 沖縄県	子ども生活福祉部消費・くらし安全課	098-863-9212	aa024007@pref.okinawa.lg.ip

令和5年度消費者教育コーディネーター問合せ先一覧(政令指定都市)

※ 消費者教育コーディネーターを配置していない自治体は、消費者行政部局の連絡先を記載しています。配置状況は各自治体で異なるため、直接お問合せください。

番号	引 自治体	担当部局	電話番号	メールアドレス
-	札幌市	市民文化局市民生活部消費生活課	011-211-2245	sapporoshohi@city.sapporo.jp
2	仙台市	市民局生活安全安心部消費生活センター	022-268-7040	sim004140@citv.sendai.jp
က	さいたま市	市民局市民生活部消費生活総合センター	048-643-2239	consumer-center@city.saitama.lg.jp
4	千葉市	市民局生活文化スポーツ部消費生活センター	043-207-3602	shohi.CIL@city.chiba.lg.jp
2	横浜市	経済局市民経済労働部消費経済課	045-671-2584	ke-syohikeizai@city.yokohama.jp
9	川崎市	経済労働局産業政策部消費者行政センター	044-200-3864	28syohi@city.kawasaki.jp
7	相模原市	市民局消費生活総合センター	042-775-1779	syouhi-sougou@city.sagamihara.kanagawa.jp
8	新潟市	市民生活部市民生活課消費生活センター	025-228-8102	shohi@city.niigata.lg.ip
6	静岡市	市民局生活安全安心課消費生活センター	054-221-1054	anshin@city.shizuoka.lg.ip
10	浜松市	市民部市民生活課くらしのセンター	053-457-2635	kurashi@city.hamamatsu.shizuoka.jp
7	名古屋市	スポーツ市民局市民生活部消費生活課	052-222-9679	a2229679@sportsshimin.citv.nagoya.lg.jp
12	京都市	文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター	075-366-2250	soudan@city.kyoto.lg.jp
13	大阪市	市民局消費者センター	06-6614-7521	ca0009@city.osaka.lg.jp
14	場市	市民人権局市民生活部消費生活センター	072-221-7908	syoseise@city.sakai.lg.jp
15	神戸市	地域協働局消費生活センター	078-371-1247	shouhi@office.city.kobe.lg.ip
16	出山田	市民生活局市民生活部生活安全課消費生活センター	086-803-1105	seikatsuanzen@city.okayama.lg.ip
17	広島市	市民局消費生活センター	082-225-3329	shouhi@city.hiroshima.jp
18	北九州市	市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター	093-871-0428	shi-shouhi@city.kitakyushu.lg.jp
19	福岡市	市民局生活安全部消費生活センター	092-712-2929	shohiseikatsu.CAB@city.fukuoka.lg.jp
20	熊本市	文化市民局市民生活部生活安全課消費者センター	096-353-5757	shouhisha@city.kumamoto.lg.ip
	-			